

特別免許状制度について

(1) 制度の概要

大学での養成教育を受けていない者に、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により免許状を授与する。昭和63年の教育職員免許法の改正により制度化。

(2) 制度のねらい

優れた知識や技能を有する社会人に免許状を与え、教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応とその活性化をねらいとする。

(3) 担任できる教科等

学校種	対 象 教 科
小 学 校	※全 教 科
中 学 校	全 教 科
高等学校	全 教 科
特殊教育	特殊の教科（理療，自立活動など）

※ 小学校の普通免許状は全教科を担当することができるが、小学校の特別免許状は当該教科のみを担当することができる。幼稚園の特別免許状はない。

(4) 授与手続

①任命・雇用権者の推薦

②都道府県教育委員会の教育職員検定

（合否の決定に際し、学校教育に関する学識経験者等の意見聴取）

(5) 授与要件：次の①，②のいずれにも該当する者

①担当する教科の専門的な知識経験又は技能，②社会的信望，熱意と識見

（14年7月の免許制度の改正により学士要件が撤廃）

(6) 効力

授与した都道府県内のみで終身有効

（14年7月の免許制度の改正により有効期間5～10年が撤廃）

(7) 普通免許状への上進

平成12年の免許法改正により、特別免許状を有する教員が、3年以上の在職年数と所定の単位（中・高の専修免許状の場合25単位）の修得により普通免許状を取得できることとなった。

(8) 授与件数(平成15年8月1日現在)

年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	8年	9年	10年	12年	13年	14年	15年	16年
件数	14	2	2	3	2	12	1	5	1	1	4	6	47	49

(注) 平成7年，11年は0件

(注) 平成17年度は4月1日現在の件数

17年	計
14	163

(9) 授与事例

高等学校：公民（元新聞記者），高等学校：工業（元製鉄会社職員）等

平成17年度教員採用選考試験における社会人特別選考での特別免許状の活用状況

●【埼玉県】（※平成16年度まではさいたま市を含む）

社会人特別選考試験〔高等学校〕（平成17年度より）

（受験資格） 高等学校の看護受験者で、以下の全てに該当する者

- i. 一般選考と同じ受験資格を有する者（満51歳未満）。ただし、看護の高等学校教諭普通免許状を有しない場合には、合格内定後、特別免許状関係書類の提出を要する。
- ii. 高等学校卒業以上の学歴を有する者
- iii. 国公立及び民間病院等において看護師（助産師、保健師を含む）として通産5年以上の勤務経験を有し、その勤務経験により、出願する教科・科目に関する専門的な知識経験または技能を有すると認められ、社会的信望があり、かつ教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
- iv. 教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者

●【三重県】

社会人特別選考〔高等学校、盲・聾・養護学校〕（平成17年度より）

（受験資格） i. 一般選考と同じ受験資格（教員資格条件を除く）を有する者（満40歳未満。一般選考と同じ）

- ii. 高等学校の看護または盲・聾・養護学校の自立活動教諭（肢体不自由教育）の志願者
- iii. 民間企業・官公庁等において、継続して5年以上の勤務経験を有する者で、その勤務経験により出願する教科に関する専門的な知識経験または技能を有する者
- iv. 社会的信望があり、かつ教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
- v. 教育職員免許状を有しない者

●【奈良県】

社会人特別選考〔高等学校〕（募集のある年度のみ実施）

（受験資格） 公立学校以外の事業所等において現に職を有する社会人であり、かつ以下に該当する者

- i. 一般選考と同じ受験資格（年齢条件を除く）を有する昭和30年4月2日以降に生まれた者（満50歳未満。一般選考は満40歳未満）。ただし、相当の教諭普通免許状を所有しない場合は、以下の条件全てに該当する者
 - ア 学士の学位を有する者または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認める者
 - イ 担当教科に関する専門的な知識・経験及び技能を有し、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
- ※ この場合、合格後に特別免許状申請の手続が必要
- ii. 高等学校の工業（電気（情報系を含む））受験者

●【香川県】

特別選考〔社会人〕（平成9年度試験より）

（受験資格） i. 一般選考と同じ受験資格（年齢条件を除く）を有する昭和30年4月2日以降に生まれた者（満50歳未満。一般選考は35歳未満）。ただし、特別免許状の授与資格を有する場合に限り、当該普通免許状の取得または取得見込みがなくとも受験できる

- ii. 中学校、高等学校及び盲・聾・養護学校の志願者のうち、民間企業等（教育の事業を除く）において通算5年以上の勤務経験を有する者で、その勤務経験により、出願する教科・科目に関する高度の専門的な知識または技能を有すると認められ、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

